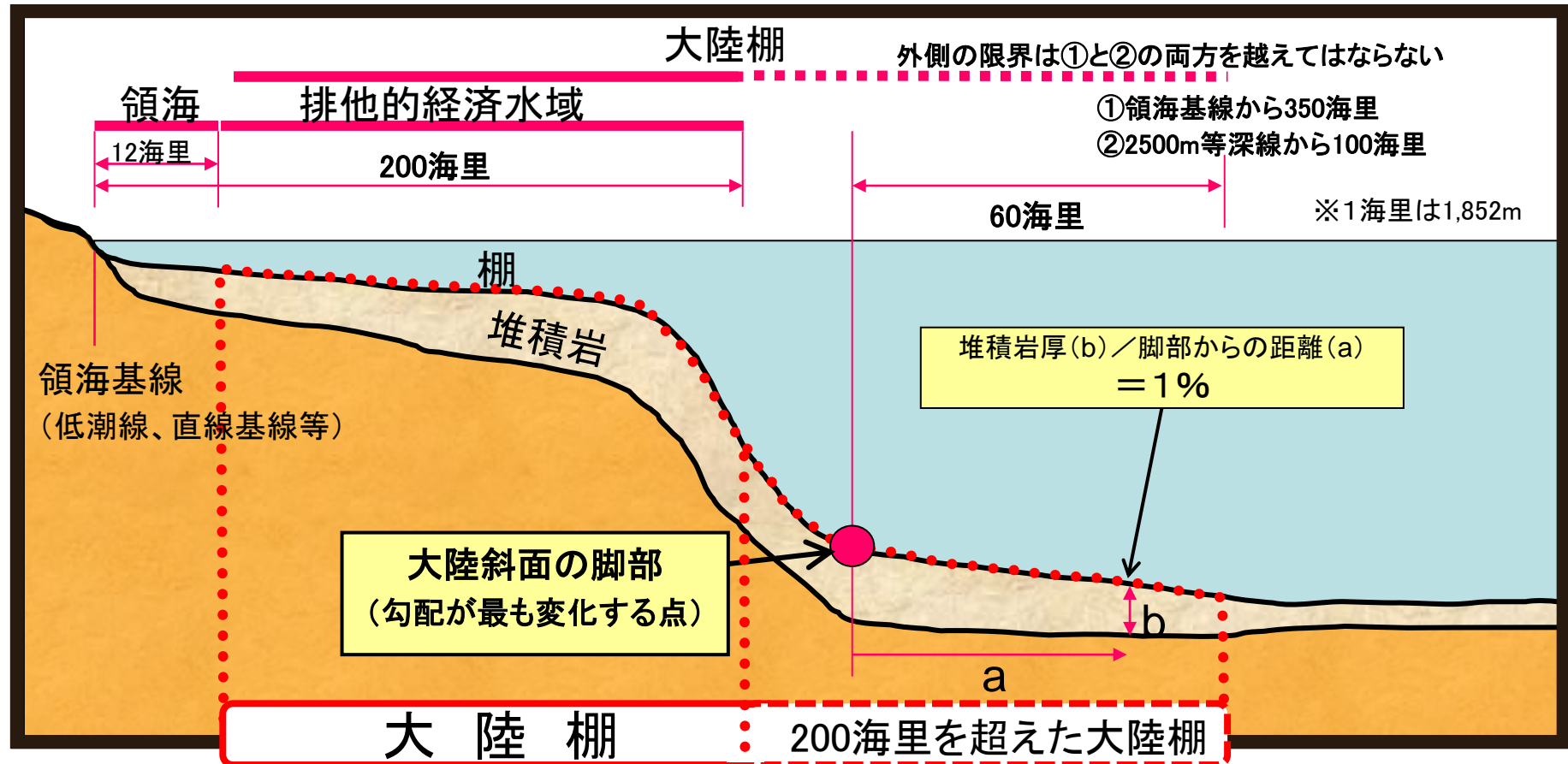


大陸棚の延長について

(国連海洋法条約の関連規定の概要)

- 沿岸国が海底資源の開発等のための主権的権利を行使できる区域として、領海基線から200海里までの区域(領海を除く。)の海底及びその下を「大陸棚」と規定。ただし、大陸棚の範囲は、地形・地質的条件によっては、200海里以遠に延長可能。
- 大陸棚を延長するためには、沿岸国は、大陸棚限界委員会に対し、科学的・技術的な情報に基づき申請することが必要。
- 大陸棚限界委員会は、申請を検討し、当該沿岸国に勧告を行う。勧告に基づき沿岸国が設定した大陸棚の限界は、最終的で拘束力を有する。
- これらの規定は、大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

【大陸棚の概念図】



我が国の大陸棚延長に向けたこれまでの流れ

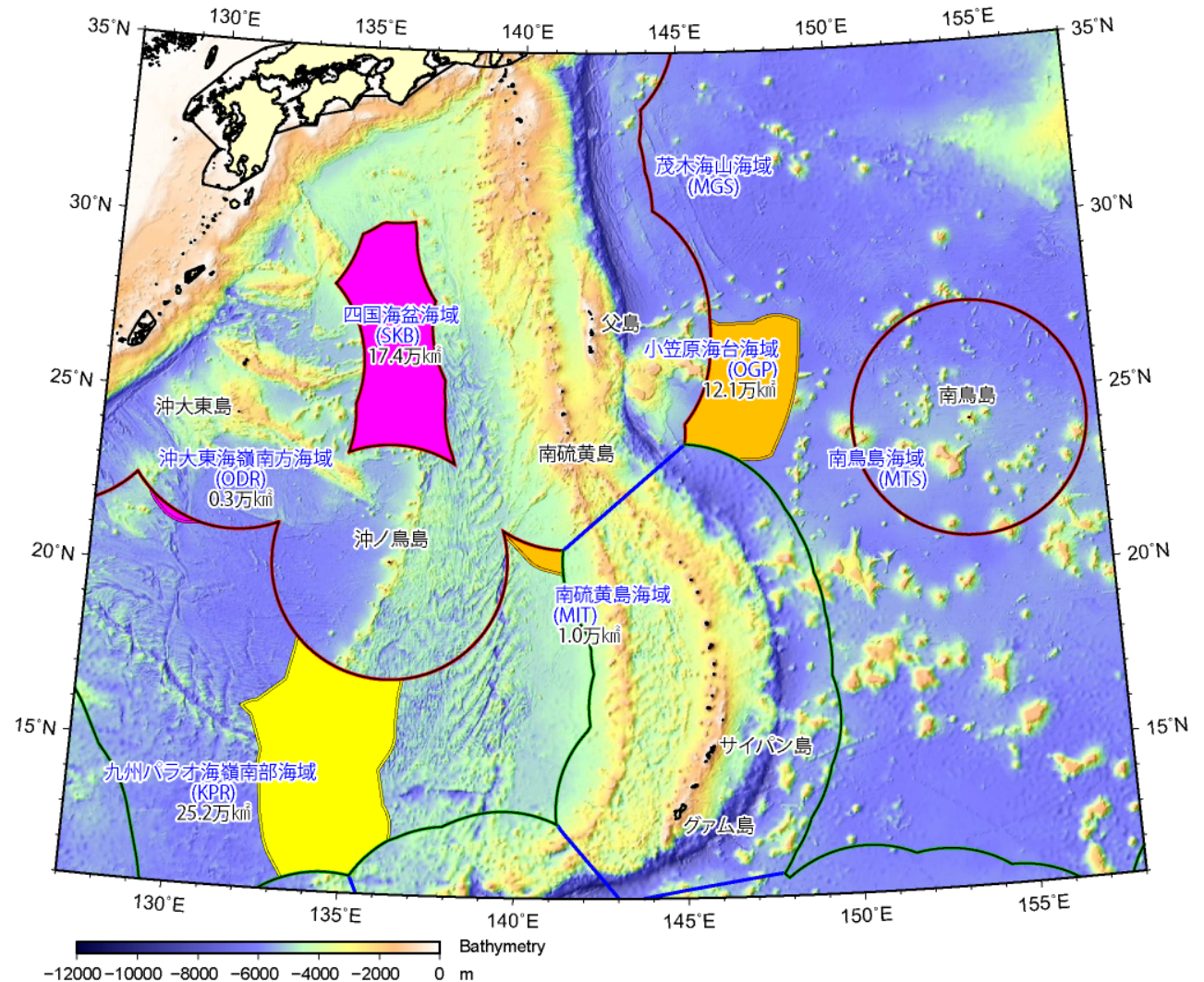
平成20年11月
大陸棚限界委員会へ申請

平成24年4月
大陸棚限界委員会から勧告

平成25年7月
勧告内容に関する質問を提出

平成26年3月
質問に対する回答を受領

2海域 (SKB、ODR) における
大陸棚の範囲を定める政令の制定



- 政令の制定に速やかに着手する海域
 - 関係国との調整に着手する海域
 - 勧告が先送りされた海域 (約25万km²)
- 大陸棚延長が認められた海域 (約31万km²)

大陸棚の延長に向けた今後の取組方針(案)

基本的な考え方

- 海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定)においては、排他的経済水域等の確保・保全等の一環として、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進することとされている。
- これを踏まえ、大陸棚限界委員会から大陸棚延長を認める勧告を受けた海域について、条件が整ったものについては、速やかに国内法により担保する。
- 他方、関係国との調整が必要な海域については、これに着手するとともに、勧告が先送りされた海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続する。

政府内における検討の経過

- 平成26年5月19日 大陸棚審査助言会議※から、四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域について、大陸棚限界委員会の勧告に基づく大陸棚の範囲についての助言を受領
- 平成26年7月2日 総合海洋政策本部幹事会(局長級)において次の政府方針案を確認
- 平成26年7月4日 総合海洋政策本部会合

(※)大陸棚限界委員会の審査への対応方針等について、専門的見地からの助言を行う有識者会議

今後の取組方針(案)

- ①四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域については、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
- ②小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国との間における必要な調整に着手し、当該調整を終了後、法第2条第2号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
- ③九州・パラオ海嶺南部海域については、「大陸棚の限界に関する委員会」により早期に勧告が行われるよう努力を継続する。

海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）（抄）

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 排他的経済水域等の開発等の推進

（1）排他的経済水域等の確保・保全等

- 我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（大陸棚）

第二条 我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚（以下単に「大陸棚」という。）は、次に掲げる海域の海底及びその下とする。

- 一 我が国の基線から、いずれの点をとっても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（中略）までの海域（領海を除く。）
- 二 前号の海域（中略）の外側に接する海域であって、国連海洋法条約第七十六条に定めるところに従い、政令で定めるもの